

大玉村立大玉中学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日 策定

平成29年 4月 1日 改訂

I. いじめの基本的考え方

(1) 基本概念

人権尊重の理念に基づき、全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定する。

(2) 定義

いじめ防止対策推進法において「いじめ」とは、「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」としている。

(3) 基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

(4) いじめの禁止

いじめ防止対策推進法では、「全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。」、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定している。

(5) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、全ての生徒が安心して生活できるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に努める。

II. いじめの防止等の対策のための組織

1 組織的な指導体制

(1) 委員会の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を設置する。

(2) 構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び必要に応じて教務主任、学年主任とする。

(3) 活動内容

- ① いじめられる心身への影響やいじめる心理と環境への理解に関すること。
- ② いじめの未然防止に関すること。
- ③ いじめの早期発見に関すること。
- ④ いじめへの早期対応に関すること。

(4) 開催期日

週1回の開催を定例とし、生徒指導委員会時に併せて開催する。また、いじめ事案発生時及び予兆時は緊急に開催する。

2 校内研修の充実

教職員の資質の向上、いじめの防止を目的とした研修を実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。事例研究会や資料の収集など、いじめに関する知識を高め、情報の共有化と指導スキルの向上を目指す。

3 校務の効率化

生徒指導上の問題を解決するに当たって最も重要なことは、生徒と向き合い、語り合い、寄り添うことである。いじめに対するかかわりも同様であり、生徒と担当教職員が充分に対話できるように、校務分掌等を適正化する。

III. いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめ未然防止の重要性に対する理解を深める。
- (2) いじめに対する認識を深め、法的措置について学ぶ。
- (3) いじめは絶対に許さない心を醸成する。
- (4) 嫌がらせ、からかい、悪口などを見過ごさない環境づくりに努める。
- (5) いじめを受けた場合や見た場合等の対応力を醸成する。
- (6) 自己有用感や自己肯定感の醸成に努める。
- (7) 道徳心やコミュニケーション能力の醸成に努める。
- (8) 保護者と教育関係者、地域住民との連携の深化を図る。

IV. 早期発見のための取組

1 基本的考え方

(1) 基本姿勢

いじめは人の目に付きにくく、周囲の大人だけではなく、いじめをする側もいじめられている側も気づきにくく、いじめている側の多くはいじめという認識をもっていない。そのため、小さな兆候も見逃さず、いじめではないかと疑うことが重要であり、生徒とかかわる時間を大切にしていく必要がある。また、生徒との信頼関係のもと、被害生徒や加害生徒に止まらず、周囲の生徒からも情報を収集できるような人間関係を構築しておく。

(2) いじめへの厳正化

法律ができたということ、生徒自身も生徒と関わる教職員も重く受け止める必要がある。

(3) いじめの複雑化

インターネットやメール等は匿名性が高く、誰が書き込んだのか、相手が見えないため、問題が複雑化しやすい。また、いじめは楽しいから、力を誇示したいから、グループの輪を大事にしたいからなど、いじめているのではないという感覚や、認識の薄さも大きな障壁である。そのため、情報モラルと関連付け、様々な授業や活動において、繰り返し啓発し、高揚を図る活動を行うことが必要である。その他、このような誹謗中傷が、名誉毀損罪や侮辱罪などの触法行為となることにも触れていく。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの発見方法

いじめを早期に発見するために、積極的に教育相談を実施するとともに、全生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 教職員一人一人が、生徒とかかわる時間を意図的に増やし、変容に気付くようにする。また、定期的に教育相談を実施する。
- ② 生徒の様子を観察し、気になる生徒へ声をかけ、相談に乗り、その結果をもとに学年教師全体で情報の共有化を図り、共通理解のもと解決策を模索する。
- ③ 全生徒を対象とし、アンケート調査を年3回（5月・11月・2月）実施する。
- ④ インターネットやメールなどのSNS上でのいじめについても調査する。

(2) いじめの相談体制

生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるように、教育相談体制の整備を行う。

- ① 困ったり悩んだりした時に相談するのは誰でもよいという雰囲気づくり
- ② 生徒と学級担任による生活日記の活用
- ③ 養護教諭及び学年主任の利用

- ④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用
- ⑤ いじめ相談窓口「一人で苦しまないで！校長先生は味方だよ！」の設置

V. いじめに対する措置

1 基本的な考え方

(1) 基本姿勢

相談・通報を受けた場合、確認・発見した場合には、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に毅然とした態度で指導する。また、被害生徒の保護者には、事実関係を伝えるとともに、保護者の協力のもと、被害生徒の心のケアに努め、信頼関係を継続できるように配慮する。加害生徒の保護者には、事実関係を伝えるとともに、保護者の協力のもと、加害生徒の自覚と反省を促し、二度と同じ過ちを繰り返させないように指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る相談・通報を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。いじめの事実が確認・発見された場合は、いじめを即座にやめさせるとともに、早急に被害生徒を守る行動をとる。また、再発を防止するため、原因と理由を追及し、被害生徒・保護者に対する支援、加害生徒への指導とその保護者への助言・指導を行う。

(3) 被害生徒と保護者への支援

被害生徒・保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、心のケアを第一に考え、被害生徒に寄り添い支える体制づくりをする。併せて、被害生徒が安心して教育を受けられるための必要性が認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行うなどの措置を講ずる。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関・専門機関と連携・協力する。

(4) 加害生徒と保護者への助言・指導

生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。毅然とした態度で対応する一方、加害生徒が抱える心理的・環境的な要因にも目を向けて指導する。さらに、いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。また、教育上必要があると認めた時は、法律に基づき、適切に生徒に対して懲戒を与える。

※ 「懲戒」とは、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。
(学校教育法 第11条)

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた・知っていた生徒に対し、自分の問題として捉えさせる。いじめを止められなくとも、教職員を始め、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、同調していた生徒に対し、いじめに参加しているのと同じ行為であることを理解させる。いじめの解決は、被害生徒と加害生徒、他の生徒との関係が修復し、望ましい集団活動、認め合う人間関係を構築できる集団づくりができて完了となる。

(6) ネット上のいじめへの対応

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送受信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の質的向上を図るとともに、必要な啓発活動として講習会等を行う。

2 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめによる生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより、生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
- (2) 重大事態の報告
 - 重大事態が発生した場合は、村教育委員会を通じて村長に報告する。
- (3) 調査の趣旨及び調査主体
 - ① 第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。
 - ② いじめの事実の有無が不十分なときは、学校が確認の徹底を行う。
- (4) 調査を行う組織
 - ① 学校が設置した「いじめ防止委員会」に適切な専門家を加えた組織または教育委員会が設置した「付属機関」を調査するための組織として活用する。ただし、当該調査を行う構成については、調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- (5) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめが
 - いつ(いつ頃から)
 - 誰から行われ
 - どのような態様であったか
 - いじめを生んだ背景事情
 - 生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、当該調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の争訴等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。たとえ、不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢で当該調査を行うものとする。

- ① いじめられた生徒からの聴き取り調査が可能な場合
 - (ア) いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、原則として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
 - (イ) 情報提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査に留意する。
 - (ウ) 調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
 - (エ) いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- ② いじめられた生徒からの聴き取り調査が不可能な場合
 - (ア) 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - (イ) 調査方法として、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

<生徒の自殺が起こった場合の調査>

- ① 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、自殺の背景調査を実施する。
- ② この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ③ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「児童・生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考にするものとする。
 - (ア) 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限り丁寧に遺族に説明を行う。
 - (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限り丁寧な説明を行う。

- (ウ) 死亡した生徒が置かれている状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- (オ) 調査を行う組織については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- (カ) 背景調査においては、できる限り速やかに、偏りなく資料や情報を収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- (ク) 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- (ア) いじめを受けた生徒の保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について適時・適切な方法で説明する。
- (イ) 情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報を楯に説明を怠るようなことがないように留意する。
- (ウ) 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置をとる。

② 調査結果の報告

- (ア) 調査結果については、村教育委員会を通じて村長に報告する。
- (イ) 上記の①の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に提出する。